

報道機関各社 様

令和5年6月1日

City of Sapporo

令和5年度（2023年度）札幌市国民健康保険料の保険料率の決定について

1 令和5年度保険料率の決定について

令和5年度の保険料率が決定し、別紙1のとおり条例に基づき6月1日（木）に告示しました。

この料率に基づいて計算した国民健康保険料の納付通知書は、6月13日（火）に各区役所から発送します。（約255,000通）

2 保険料の計算について

国民健康保険料は、次の方法で、世帯ごとに計算します。

$$\text{国民健康保険料} = \text{医療分保険料} + \text{支援金分保険料} + \text{介護分保険料}$$

(40歳以上64歳以下の方が対象)

それぞれ、次の①から③までの合計額が、1年間の保険料になります。

区分	医療分保険料 (国民健康保険加入者の 医療費にあてる分)	支援金分保険料 (後期高齢者医療制度の加入者の 医療費にあてる分)	介護分保険料 (介護保険の加入者の 介護サービス費にあてる分)
①平等割額 (世帯割額)	<u>30,950</u> 円 (一世帯あたり)	<u>10,250</u> 円 (一世帯あたり)	<u>7,510</u> 円 (一世帯あたり)
②均等割額 (人数割額)	<u>17,890</u> 円 × 加入者数	<u>5,920</u> 円 × 加入者数	<u>5,510</u> 円 × 40歳以上64歳以下の加入者数
③所得割額	各加入者の令和4年中の所得から基礎控除額を差し引いた金額 × <u>9.39</u> %	各加入者の令和4年中の所得から基礎控除額を差し引いた金額 × <u>3.10</u> %	40歳以上64歳以下の各加入者の令和4年中の所得から基礎控除額を差し引いた金額 × <u>2.69</u> %
最高限度額	65万円	22万円(前年比+2万円)	17万円

※世帯の所得割額は、各加入者（介護分保険料は40歳以上64歳以下の加入者のみ）ごとに計算した所得割の合計額となります。

※基礎控除額とは、住民税の基礎控除額を指します。

※保険料率とは、下線部分の金額や割合を指します。

3 基金活用による物価高騰対策

令和5年度の保険料率は、医療費の増加などの影響により、昨年度に比べ上昇することになりますが、札幌市では物価高騰対策として、家計の負担軽減のために、国民健康保険支払準備基金から10億円を活用し、保険料の上昇幅を抑制しております。

4 国民健康保険料の前年度比較

令和5年度の保険料率の前年度比較は、表1のとおりとなり、前述のとおり、基金から10億円を活用し上昇幅を抑制しております。

なお、基金活用による効果を均一に反映させるため、全加入世帯が負担する医療分・支援金分に対して基金を活用しております。

この保険料率を用いて、モデルケースについて保険料を試算したところ、表2のとおりすべての世帯において昨年度より増額となりますが、基金の活用により保険料の上昇が抑えられております。

5 令和5年度の主な制度改正

政令の一部が下記のとおり改正されたことにより、札幌市においても同様の改正を行いました。

● 最高限度額の引き上げ（支援金分保険料）

支援金分保険料の最高限度額の上限が2万円引き上げられました。

● 低所得世帯に対する保険料軽減基準の拡大

保険料の平等割と均等割に係る5割軽減と2割軽減の対象となる所得基準が拡大されました。

区分	改正前基準(世帯所得で判断)	改正後基準(世帯所得で判断)
7割軽減	43万円 +(給与年金所得者数-1人)×10万円以下	43万円 +(給与年金所得者数-1人)×10万円以下
5割軽減	43万円 +(給与年金所得者数-1人)×10万円 +(被保険者数× <u>28万5千円</u>)以下	43万円 +(給与年金所得者数-1人)×10万円 +(被保険者数× <u>29万円</u>)以下
2割軽減	43万円 +(給与年金所得者数-1人)×10万円 +(被保険者数× <u>52万円</u>)以下	43万円 +(給与年金所得者数-1人)×10万円 +(被保険者数× <u>53万5千円</u>)以下

※下線部が変更箇所

6 保険料率の決め方

北海道が医療費の支払い総額から公費等（国からの交付金等）を差し引いて、必要な納付金総額を定め、その総額を各市町村の所得総額、加入者数、加入世帯数で按分し、各市町村が負担する納付金を示します。

各市町村では、この納付金を基に保険料率を決定します。

(詳しくは、別紙2のとおり)

表1

医療分+支援金分

医療費の増加などにより、令和4年度に比べ各保険料率が上昇

区 分	令和4年度 a	令和5年度 (基金活用前) b	令和5年度 (基金活用後) c	前年比 (基金活用後) c - a	基金活用効果 c - b
平等割	39,730 円	42,260 円	41,200 円	1,470 円	▲1,060 円
均等割	22,960 円	24,430 円	23,810 円	850 円	▲620 円
所得割	11.56%	12.86%	12.49%	0.93%	▲0.37%

限度額：87万円（前年から2万円増加）

介護分

介護費の増加などにより、令和4年度に比べ各保険料率が上昇

区 分	令和4年度	令和5年度	前年比
平等割	7,270 円	7,510 円	240 円
均等割	5,310 円	5,510 円	200 円
所得割	2.44%	2.69%	0.25%

限度額：17万円（前年から変更なし）

（表2については、裏面に記載）

表2

給与2人世帯の場合

年 収	医療分＋支援金分＋介護分			前年比 (基金活用後) c - a	基金活用効果 c - b
	令和4年度 a	令和5年度 (基金活用前) b	令和5年度 (基金活用後) c		
～98万円	31,050円	32,880円	32,180円	1,130円	▲ 700円
100万円	54,560円	57,920円	56,700円	2,140円	▲ 1,220円
200万円	207,420円	226,100円	220,970円	13,550円	▲ 5,130円
300万円	326,120円	356,890円	348,710円	22,590円	▲ 8,180円
400万円	429,720円	471,950円	461,030円	31,310円	▲ 10,920円
500万円	541,720円	596,350円	582,470円	40,750円	▲ 13,880円
600万円	653,720円	720,750円	703,910円	50,190円	▲ 16,840円
700万円	771,330円	851,370円	831,430円	60,100円	▲ 19,940円
800万円	897,330円	990,270円	967,000円	69,670円	▲ 23,270円
900万円	1,005,470円	1,040,000円	1,040,000円	34,530円	0円

※ 40歳以上64歳以下の2人世帯で、世帯主にのみ給与収入がある場合

年金2人世帯の場合

年 収	医療分＋支援金分			前年比 (基金活用後) c - a	基金活用効果 c - b
	令和4年度 a	令和5年度 (基金活用前) b	令和5年度 (基金活用後) c		
～153万円	25,690円	27,330円	26,630円	940円	▲ 700円
200万円	97,150円	105,990円	103,100円	5,950円	▲ 2,890円
250万円	180,640円	197,630円	192,200円	11,560円	▲ 5,430円
300万円	255,580円	280,150円	272,420円	16,840円	▲ 7,730円
400万円	350,940円	386,250円	375,460円	24,520円	▲ 10,790円

※ 65歳以上の2人世帯で、世帯主にのみ年金収入がある場合

お問い合わせ先：保健福祉局保険医療部保険企画課 清水、濱井
TEL 211-2952



別紙 1

札幌市告示第 2541 号

令和5年度分の国民健康保険料に関し、札幌市国民健康保険条例（昭和36年条例第9号。以下「条例」という。）第15条第3項、第15条の2の4第2項及び第15条の5第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年6月1日

札幌市長 秋元 克広

- 1 条例第15条第1項に規定する基礎賦課額の所得割の保険料率は、**100分の9.39**とする。
- 2 条例第15条第1項に規定する基礎賦課額の被保険者均等割及び世帯別平等割の保険料率は、次のとおりとする。
 - (1) 被保険者均等割
被保険者1人につき **17,890円**
 - (2) 世帯別平等割
条例第15条第1項第3号アに掲げる世帯
1世帯につき **30,950円**
条例第15条第1項第3号イに掲げる世帯
1世帯につき **15,480円**
条例第15条第1項第3号ウに掲げる世帯
1世帯につき **23,220円**
- 3 条例第15条の2の4第1項に規定する後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率は、**100分の3.10**とする。
- 4 条例第15条の2の4第1項に規定する後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割及び世帯別平等割の保険料率は、次のとおりとする。
 - (1) 被保険者均等割
被保険者1人につき **5,920円**

別紙 1

(2) 世帯別平等割

条例第15条の2の4第1項第3号アに掲げる世帯

1世帯につき **10,250円**

条例第15条の2の4第1項第3号イに掲げる世帯

1世帯につき **5,130円**

条例第15条の2の4第1項第3号ウに掲げる世帯

1世帯につき **7,690円**

5 条例第15条の5第1項に規定する介護納付金賦課額の所得割の保険料率は、**100分の2.69**とする。

6 条例第15条の5第1項に規定する介護納付金賦課額の被保険者均等割及び世帯別平等割の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 被保険者均等割

介護納付金賦課被保険者1人につき **5,510円**

(2) 世帯別平等割

介護納付金賦課被保険者
の属する世帯1世帯につき **7,510円**

7 告示の日から施行するものとする。

別紙2

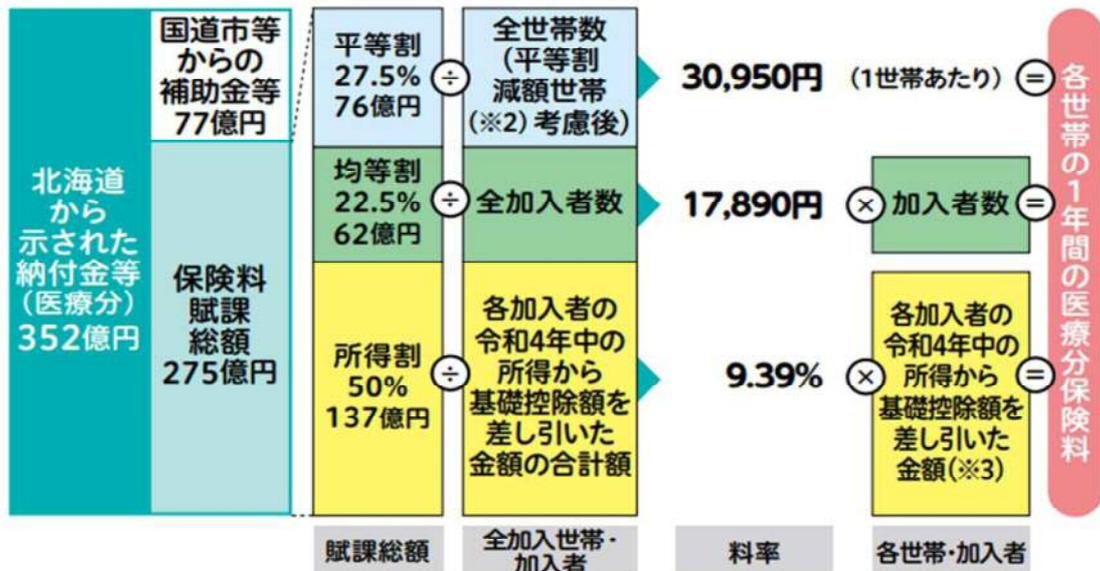
▶保険料率決定のしくみ

1 医療分保険料

北海道から示された札幌市が払うべき納付金等から国、道、市（一般会計）等からの補助金等を差し引いて、保険料として必要な額である賦課総額を求めます。

この賦課総額を平等割（世帯割）、均等割（人数割）、所得割の3つに振り分け、それぞれ世帯数、加入者数、所得から基礎控除額（※1）を差し引いた金額の合計額で割ることによって保険料計算の基礎となる料率を決定します。

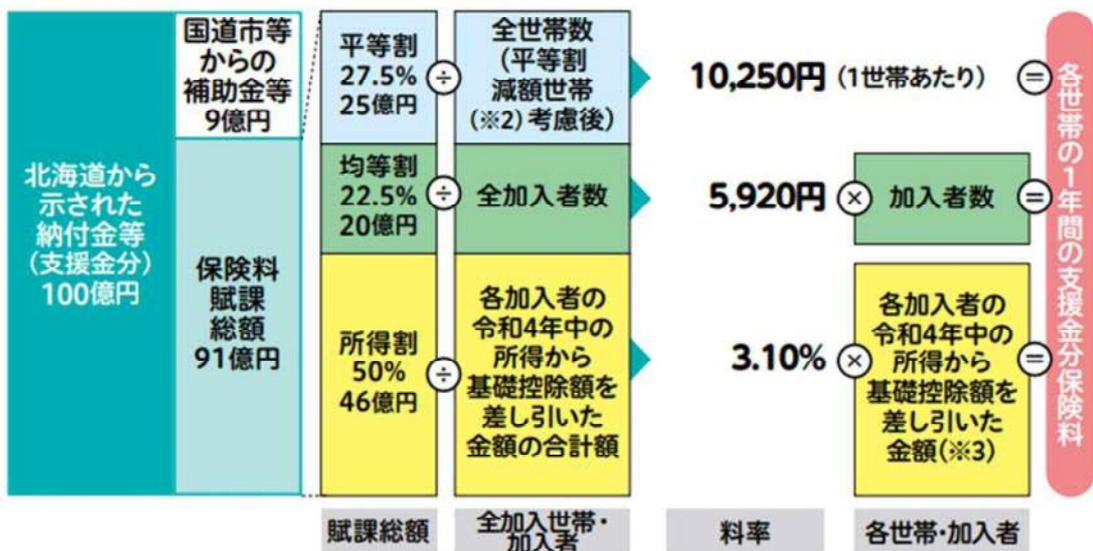
●医療分保険料（一般分）



2 支援金分保険料

北海道から示された札幌市が払うべき納付金等から、国、道、市（一般会計）等からの補助金等を差し引いて賦課総額を求め、医療分と同様に料率を決定します。

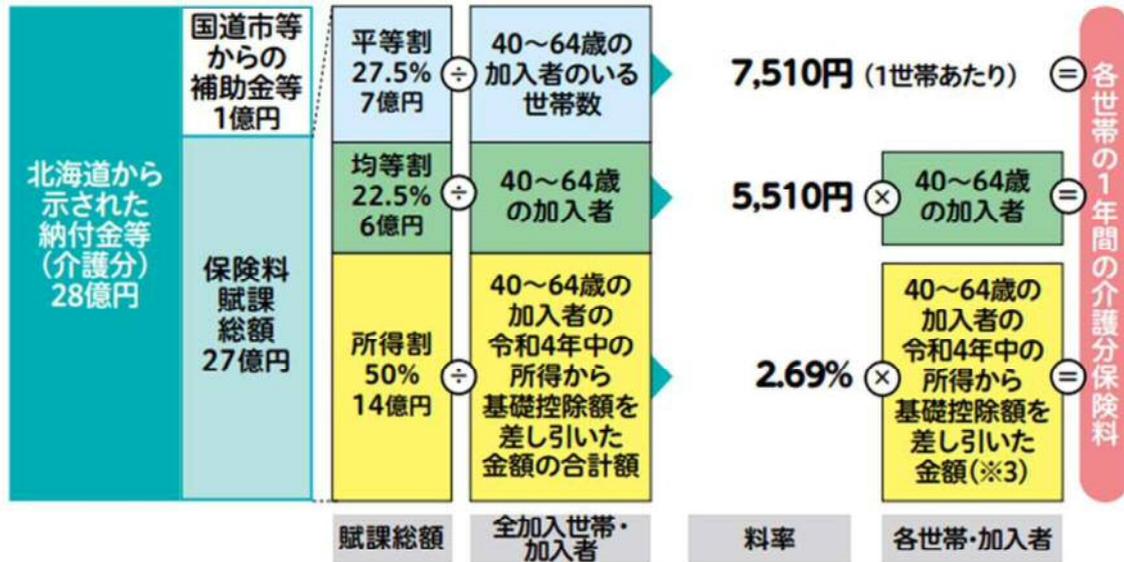
●支援金分保険料（一般分）



3 介護分保険料

北海道から示された札幌市が払うべき納付金等から、国、道、市（一般会計）からの補助金等を差し引いて賦課総額を求め、医療分と同様に料率を決定します。

●介護分保険料



(※1) 基礎控除額とは、住民税の基礎控除額を指します。

(※2) 平等割減額世帯とは、激変緩和措置によって平等割が減額となる世帯です。

(※3) 世帯の所得割額は、各加入者（介護分保険料は40歳以上64歳以下の加入者のみ）ごとに計算した所得割の合計額となります。